

事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 22 日

不動産関係団体 御中

国土交通省不動産・建設経済局参事官

エアコンの適正排出に関するお願いについて（周知依頼）

国土交通行政の推進について、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、経済産業省及び環境省より、エアコンの確実な適正処理の実現に向けて、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号、家電リサイクル法）に則ったリサイクルについて、賃貸住宅管理業者及び管理を委託する賃貸住宅オーナーにご協力いただきたい旨、要請がありました。

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様に対しても、別添の内容を周知いただくようお願い申し上げます。

エアコンの適正排出に関するお願いについて

令和4年2月16日

1. 家電リサイクル法の概要

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号、家電リサイクル法）では、家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が使用済みとなったもの（廃家電4品目）について、小売業者と製造業者による引取りと再商品化（リサイクル）の義務を定めています。これらの品目について、リサイクルを行うことにより、廃棄物の減量と適正な処理及び資源の有効利用を図ることが法の目的です。

2. エアコンの適正排出の必要性

廃家電4品目のうち、エアコンについては回収率（出荷台数ベース）が低く、家電リサイクル法の一層の周知が必要と考えられています。エアコンについては、他の品目に比べて含まれている金属量が多く資源価値が高いため、廃棄時に適正な取扱いがなされていない可能性があること、また、事業所等で使用されている家庭用エアコンについて、産業廃棄物として他の廃棄物と一緒に排出されている可能性があり、その場合、排出事業者が適正に処理されたかどうかの確認ができていない可能性があります。エアコンには、冷媒として地球温暖化効果の大きなフロン類が含まれており、適正に処理されない場合は廃エアコンのフロン類が大気に出放されていると考えられ、気候変動対策としても家電リサイクルを推進する必要性があります。

確実な適正処理の実現に向けて、家電リサイクル法に則ったリサイクルについて、賃貸住宅管理業者及び管理を委託する賃貸住宅オーナーのご協力が必要です。具体的には、賃貸管理業者は、小売業者に該当する場合、家電リサイクル券システムを活用し、エアコンの引取りとメーカーへの引渡しを実施する義務があります。また、エアコンを所有する賃貸管理業者（小売業者に該当しない）又は賃貸住宅オーナーは、エアコン購入先の小売業者に、家電リサイクル券の発行と排出者控えの交付を依頼していただくことが望ましいです。

3. 関係団体への周知のお願い

上記を踏まえ、関係団体に、家電リサイクルの意義のご理解とエアコンの適正排出へのご協力を促進するための周知をお願いします。詳細は別紙資料を参照ください。

【担当】

経済産業省 商務情報政策局 情報産業課

畑谷、鈴木

03-3501-6944 / kaden-recycle@meti.go.jp

環境省環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室

小早川、橋本、田中

03-6205-4946 / hairi-recycle@env.go.jp

賃貸管理業者の皆様へのお願い

家電リサイクル法上の小売業者に該当していませんか？

～家庭用エアコンの適正な処分に関するお願い～

家電リサイクル法の意義

- 賃貸管理物件等に備え付けられている家庭用エアコンを処分する場合は家電リサイクル法に基づき**家電リサイクル券を用いる**ことで、廃家電専門のリサイクル工場にて、適正なリサイクルが行われます。
- 家庭用エアコンを含む廃家電は、“適正処理困難物”や“有害使用済機器”に指定されるなど、極めて高い処理技術が求められる廃棄物であり、不適切な処理が行われると種々の環境問題を引き起こします。

賃貸管理業者の皆様が、「家電リサイクル法上の小売業者」に該当していないかご確認下さい

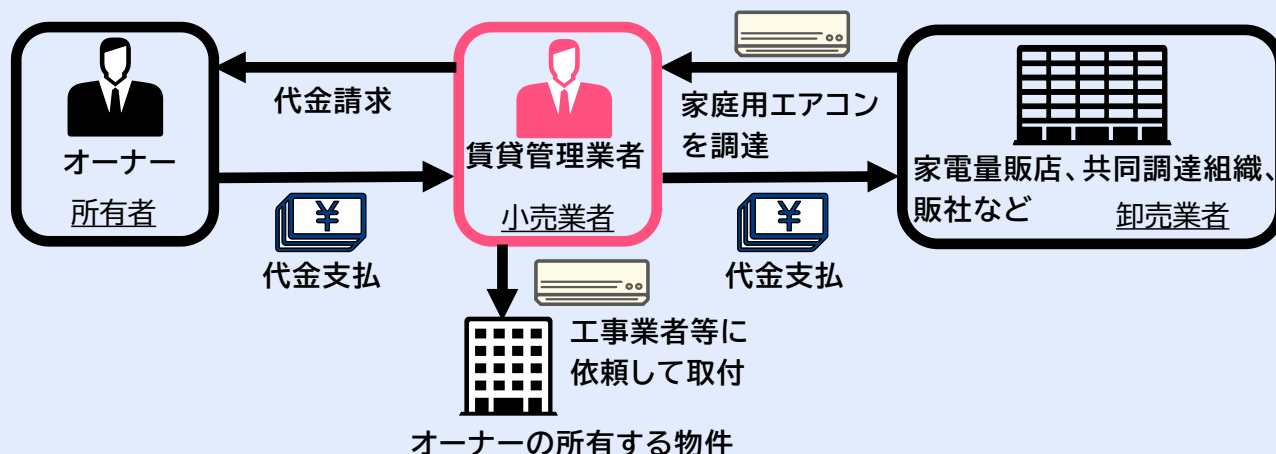
- 商品の調達方法や業者への発注方法及びオーナーへの代金の収受方法により**賃貸管理業者が家電リサイクル法上の小売業者に当たるケースがあります。**

家電リサイクル法上の小売業者の定義と義務

- **オーナーに対して、最終的に家庭用エアコンを販売した者が**、小売業者と見なされます。
- 小売業者は、**家電リサイクル法上の小売業者の下記義務を果たす必要**があります。
 - ✓ 消費者及び事業者（排出者）からの引取義務
 - ✓ 製造業者等への引渡義務
 - ✓ 収集運搬料金の公表・応答（リサイクル料金を含む）義務
 - ✓ 管理票（家電リサイクル券）の交付・管理・保管等義務

賃貸管理業者が小売業者に該当する場合の例

- 賃貸管理業者が、家電量販店・共同調達組織・販社などから家庭用エアコンを調達した場合であっても、**オーナーへ代金請求している場合**には、賃貸管理業者が「小売業者」と見なされます。（家電量販店、共同調達組織、販社などは、「卸売業者」と見なされます。）



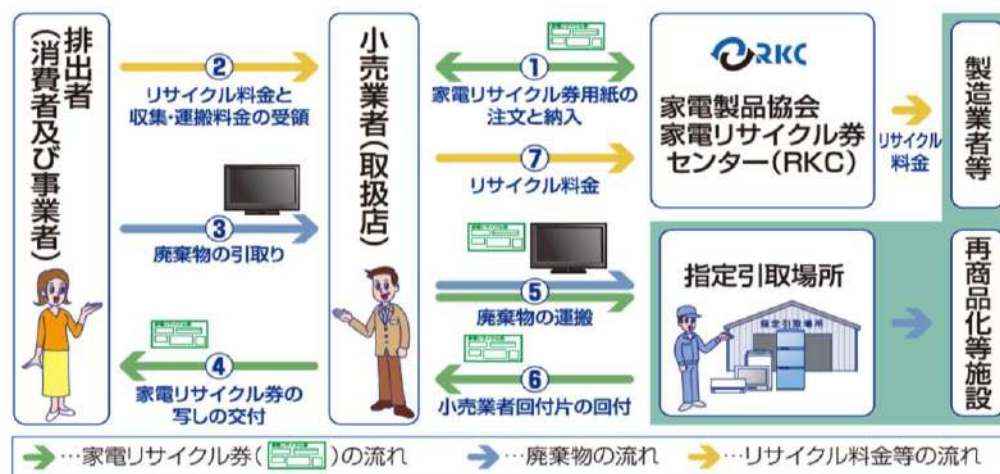
賃貸管理業者が小売業者に該当しない場合の例

- 賃貸管理業者が、オーナーに対して、販売店や工事業者を紹介した場合（オーナーが工事業者に直接代金を支払い、工事業者は賃貸管理業者を介さずに家庭用エアコンを調達した場合）には、販売店や工事業者が「小売業者」と見なされます。

※オーナーの皆様へ：賃貸管理業者向けに、エアコン適正排出に関する国土交通省からの事務連絡が出ております。オーナーの皆様は、管理されている物件の家庭用エアコンが適正排出されているか、賃貸管理業者にご確認の上、適正排出の促進にご協力をお願いいたします。

小売業者に該当する賃貸管理業者の皆様へのお願い

- 小売業者に該当する賃貸管理業者は、家電リサイクル券システムを活用し、小売業者としての家電リサイクル法の義務を果たす必要があります。
- 具体的には、家庭用エアコンの所有者からのリサイクル料金等の受領とエアコンの引取り（図②③）、家電リサイクル券の写しの交付（図④）、製造事業者等（指定引取場所）に引渡し（図⑤⑥）を実施してください。



出所)一般財団法人 家電製品協会ウェブサイト https://www.rkc.aeha.or.jp/text/r_procedure_s.html

図：家電リサイクル券システムのフロー図（料金販売店回収方式券を用いる場合）

小売業者に該当される場合は、以下経済産業省のウェブサイト
（家電リサイクル法上の小売業者の義務等について）をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/recycle_ecbrf02.pdf



家電リサイクル券システムとは？

- 家電リサイクル券システムとは、家電リサイクル法のもと、一般財団法人家電製品協会が家電4品目を円滑にリサイクルするために構築したシステムです。
- 同システムにおいて利用できる家電リサイクル券には、主に小売業者等が発券する料金販売店回収方式券（通称：グリーン券）と、排出者が郵便局でリサイクル料金を支払う料金郵便局振込方式券（通称：郵便局券）の2種類があります。
- 小売業者に該当する賃貸管理業者の場合には、家電製品協会家電リサイクル券センター（RKC）にご登録いただき、「グリーン券」を発券することが望ましいでしょう。

RKC会員のご登録方法は、以下のRKC入会申し込みサイトをご参照ください。

<https://www.rkc.aeha.or.jp/seller/join.html>



賃貸管理業者が小売業者に該当しない場合

- 家庭用エアコンの所有者が賃貸管理業者である場合、購入先の小売業者に家電リサイクル券の発行と排出者控えの交付を依頼してください。
- 家庭用エアコンの所有者が賃貸管理業者ではない場合、オーナー等の所有者に対して、購入先の小売業者に家電リサイクル券の発行と排出者控えの交付を依頼するように提案してください。
- なお、購入元の小売業者が不明な場合は、家庭用エアコンの所有者は、「郵便局券」を用いて適正処理を行うことができます。

一般財団法人家電製品協会のウェブサイト「事業者の方へ」もご参照ください。

<https://www.aeha-kadenrecycle.com/business/>



お問合せ先

経済産業省商務情報政策局情報産業課（TEL:03-3501-6944）

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室（TEL:03-6205-4946）